

岐阜県公報

号 外 (ハ) 令 和 三 年 三 月 三 十 一 日

目 次

規 則

○岐阜県特定診療科・総合診療科医師研修資金貸付規則の一部を改正する規則 (医療福祉連携推進課) ページ 一

○岐阜県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (保健医療課) 一

○岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (生活衛生課) 五

○岐阜県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則 (高齢福祉課) 一

○岐阜県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則 (障害福祉課) 一三

○岐阜県自立支援医療に関する規則の一部を改正する規則 (同) 二

○岐阜県指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則 (同) 一三

告 示

○医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定 (地域福祉課) 一三

○指定医療機関の廃止の届出 (同) 二四

○指定訪問看護事業者等の所在地等の変更の届出 (同) 二四

○医療扶助又は医療支援給付のための施術担当機関の指定 (同) 二四

規 則

岐阜県特定診療科・総合診療科医師研修資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四百十五号

岐阜県特定診療科・総合診療科医師研修資金貸付規則の一部を改正する規則

岐阜県特定診療科・総合診療科医師研修資金貸付規則(平成二十七年岐阜県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「じ」を「し」に改め、「㊦」を削る。

別記第四号様式から別記第九号様式まで及び別記第十二号様式中「㊦」を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四百十六号

岐阜県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

岐阜県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和六十三年岐阜県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条の見出しを「（無断退去届等）」に改め、同条中「精神科病院」を「国、都道府県並びに都道府県又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立した地方独立行政法人（以下「国等」という。）が設置した精神科病院又は法第十九条の八に規定する指定病院（以下「指定病院」という。）」に改め、「管理者は、」の下に「法第二十九条第一項又は法第二十九条の二第一項の規定による」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項の管理者は、同項に規定する届出に係る精神障害者が帰院したときは、無断退去者帰院届（別記第十六号様式の二）を知事に提出しなければならない。

第十六条及び第十七条中「精神科病院」を「国等が設置した精神科病院又は指定病院」に改める。

別表備考第一号八を削る。

別記第一号様式中「保健所長 様」を「 保健所長 様」に改める。
「㊦」を削る。

別記第二号様式中「保健所長 様」を「岐阜県 保健所長 様」に改める。
「㊦」を削る。

別記第四号様式中「保健所長 様」を「岐阜県 保健所長 様」に改める。
「㊦」を削る。

別記第五号様式中「保健所長 様」を「岐阜県 保健所長 様」に改める。
「印」を削る。

別記第六号様式中「印」を削り、「第34条による」を「第34条の規定による」に改める。
同様式記載上の留意事項第八号中「2人目」を「、2人目」に改める。

別記第七号様式中「印」を削り、同様式記載上の留意事項第八号中「又は」を削り、同様式記載上の留意事項第九号中「2人目」を「、2人目」に改める。

別記第八号様式中「印」を削り、同様式記載上の留意事項第八号中「第3項による」を「第3項の規定による」に改める。

別記第九号様式中「岐阜県知事 様」を「岐阜県知事 様」に改め、「㊦」を削り、「第34条による」を「第34条の規定による」に改める。

別記第十号様式、別記第十一号様式（記載上の留意事項を並べ）及び別記第十三号様式中「印」を削る。

別記第十四号様式中「岐阜県精神保健福祉センター所長 様」を「岐阜県精

神保健福祉センター所長 様」に改め、「印」を削り、「第20条」を「第20条の規定」に改め、同様式記載上の留意事項第八号中「あるのは、」に改める。

別記第十五号様式中「岐阜県精神保健福祉センター所長 様」を「岐阜県精神保健福祉センター所長 様」に改め、「㊦」を削る。

別記第十六号様式中「岐阜県知事 様」を「岐阜県知事 様」に改め、「㊦」を削り、

「㊦」を削る。

「症状の概要」を

「無断退去の概要」を

「無断退去後病院が採った措置」を

「入院年月日」を

「入院年月日」を

「入院形態」を

「入院年月日以前に利用していた障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十条第一項に規定する障害福祉サービスに係る事業を行う者」を

「

改め、同様式の次に次の様式を加える。

の名称、所在地及び連絡先		
「		
入院年月日以前に利用していた障害福祉サービスに係る事業を行う者	名 称	
	所在地	
	連絡先	
」		

に

第16号様式の2 (第15条関係)

無 断 退 去 者 帰 院 届

年 月 日

岐阜県知事 様

病 院 名

所 在 地

管理者名

年 月 日に無断退去の届出をした者が帰院しましたので届け出ます。

退去者の住所、 氏名、生年月日 及 び 性 別	市 郡 町 村 番地 年 月 日生 男・女
発見した年月日 及 び 時 刻	年 月 日 時 分頃
帰院した年月日 及 び 時 刻	年 月 日 時 分頃
退去後発見する ま での 経 過	
帰院後の症状	

別記第十七号様式中「保健所長様」を「岐阜県保健所長様」に改め、「」を添える。
別記第十八号様式中「保健所長様」を「岐阜県保健所長様」に改め、「」を添える。

別記第十九号様式中「岐阜県精神保健福祉センター所長様」を「岐阜県精神保健福祉センター所長 様」に改め、「」を添える。

「 福祉センター所長 様 保健所長 様」		「 姓 名		「 姓 名		を	
----------------------------	--	-------------	--	-------------	--	---	--

「 姓 名		「 氏 名		「 氏 名		を	
-------------	--	-------------	--	-------------	--	---	--

「 連絡先」		「 氏 名		「 氏 名		を	
-----------	--	-------------	--	-------------	--	---	--

「 氏 名		「 氏 名		「 氏 名		に改め、同様式注	
-------------	--	-------------	--	-------------	--	----------	--

第三号中「脱帽して」を「脱帽（申請者の申出により、知事が宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭が分かる範囲で頭部を布などで覆うことを認める場合を除く。）」に改める。

別記第二十号様式中「記載。」を「記載」に改め、
「（自署又は記名捺印） 印」を添える。

別記第二十三号様式中「岐阜県精神保健福祉センター所長 様」を「岐阜県精神保健福祉センター所長 様」に改め、「」を添える。
別記第二十四号様式中「保健所長 様」を「岐阜県保健所長 様」に改め、「」を添える。

め。

別記第二十四号様式中「岐阜県精神保健福祉センター所長 様」を「岐阜県精神保健福祉センター所長 様」に改め、「」を添える。
別記第二十五号様式中「保健所長 様」を「岐阜県保健所長 様」に改め、「」を添える。

附 則
(施行期日)

- この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、別表備考第一号八を削る改正規定は、令和三年七月一日から施行する。
- 改正後の別表備考第一号の規定は、令和三年七月以後の月分の入院費用の徴収額から適用し、同年六月分までの入院費用の徴収額については、なお従前の例による。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合には、この規則による改正後の岐阜県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定にかかわらず、旧用紙に所要の調整をしたものによることができる。

岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四百十七号

岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成十八年岐阜県規則第五百四十四号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（多頭飼養の届出等）

第三条の二 条例第十条の二第一項の規定による届出は、多頭飼養届出書（別記第一号

様式の二)により行うものとする。

2 条例第十条の二第二項の規定による届出は、多頭飼養変更届出書(別記第一号様式の三)により行うものとする。

3 条例第十条の二第二項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 飼養する犬(生後九十日以下のものを除く。以下この条において同じ。)及び猫(生後九十日以下のものを除く。以下この条において同じ。)の合計数の減少

二 飼養する犬及び猫の合計数の三十分の一未満の増加

三 飼養する犬又は猫の不妊手術又は去勢手術の実施数の変更

4 条例第十条の二第三項の規定による届出は、多頭飼養廃止等届出書(別記第一号様式の四)により行うものとする。

5 条例第十条の二第四項第三号の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校、同法第二百一十四条に規定する専修学校又は同法第二百三十四条第一項に規定する各種学校において、教育のために犬又は猫を飼養する場合

二 獣医療法(平成四年法律第四十六号)第二条第二項に規定する診療施設において、診療のために犬又は猫を飼養する場合

三 身体障害者補助犬法(平成十四年法律第四十九号)第三条第一項に規定する訓練事業者が、同法第二条第一項に規定する身体障害者補助犬を育成するために犬を飼養する場合

四 試験研究用又は生物学的製剤の製造の用に供するために犬又は猫を飼養する場合

五 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成十八年環境省令第一号)第十条の五第三項各号に掲げる場合

別記第一号様式の次に次の三様式を加える。

第1号様式の2 (第3条の2関係)

年 月 日

保健所長 様

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

多 頭 飼 養 届 出 書

年 月 日に飼養する犬及び猫の合計数が10頭以上となりましたので、岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例第10条の2第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

飼 養 施 設 の 所 在 地			
飼 養 する 犬 又 は 猫 の 数		犬	頭 メス 頭 (頭) 、 オス 頭 (頭)
		猫	頭 メス 頭 (頭) 、 オス 頭 (頭)
		計	頭
飼 養 施 設 の 構 造	屋内・屋 外 の 別	犬	☐ 屋内 ☐ 屋外
		猫	☐ 屋内 ☐ 屋外
	構 造	犬	☐ ケージ ☐ サークル ☐ 鎖 ☐ その他 ()
		猫	☐ ケージ ☐ その他 ()
飼 養 の 方 法	雌雄の分離	犬 ☐ あり ☐ なし、猫 ☐ あり ☐ なし	
	ふん尿等の 処理方法	☐ 一般廃棄物として処理 ☐ 業者に委託 ☐ その他 ()	
	死体の処理 方法	☐ 一般廃棄物として処理 ☐ 業者に委託 ☐ その他 ()	

- 備考 1 「飼養する犬又は猫の数」欄の () 内は、不妊手術又は去勢手術を実施済の犬又は猫の数を記入すること。
- 2 「飼養施設の構造」及び「飼養の方法」欄は、該当する☐に✓印を記入し、その他に該当する場合は、() 内に具体的な内容を記入すること。
- 3 飼養施設の配置図及び平面図を添付すること。

第1号様式の3 (第3条の2関係)

年 月 日

保健所長 様

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

多 頭 飼 養 変 更 届 出 書

多頭飼養の届出事項に変更がありましたので、岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例第10条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 飼養施設の所在地

2 変更年月日

3 変更の内容

住 所		変更前		
		変更後		
氏名(法人 にあつて は、名称及 び代表者 の氏名)		変更前		
		変更後		
飼 養 す る 犬 又 は 猫 の 数	変 更 前	犬	頭	メス 頭 (頭)、オス 頭 (頭)
		猫	頭	メス 頭 (頭)、オス 頭 (頭)
		計	頭	
	変 更 後	犬	頭	メス 頭 (頭)、オス 頭 (頭)
		猫	頭	メス 頭 (頭)、オス 頭 (頭)
		計	頭	

第1号様式の4 (第3条の2関係)

年 月 日

保健所長 様

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

多 頭 飼 養 廃 止 等 届 出 書

〔多頭飼養の届出に係る飼養施設における飼養を廃止しました
飼養する犬及び猫の合計数が10頭未満となりました〕ので、岐阜県動物の
愛護及び管理に関する条例第10条の2第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 飼養施設の所在地

2 廃止等年月日 年 月 日

3 廃止等の理由 ☐廃止 ・ ☐移転 ・ ☐犬及び猫の合計数が10頭未満
☐その他 ()

備考 廃止等の理由は、該当する☐に✓印を記入し、その他に該当する場合は、()
内に具体的な内容を記入すること。

附 則

この規則は、令和三年七月一日から施行する。

岐阜県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四百十八号

岐阜県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県老人福祉法施行細則（昭和三十八年岐阜県規則第九号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「第二十九条第十三項」を「第二十九条第十五項」に改める。

別記第七号様式から別記第八号様式の二までの規定中「㉔」を削る。

別記第九号様式中「㉔」を削り、「㉕㉖㉗」を「㉕㉖㉗㉘」に改める。

別記第十号様式中「㉔」を削る。

別記第十二号様式中「㉔」を削り、「㉕㉖㉗」を「㉕㉖㉗㉘」に改める。

別記第十三号様式から別記第十六号様式までの規定中「㉔」を削る。

別記第十七号様式中「㉔」を削り、「㉕㉖㉗」を「㉕㉖㉗㉘」に改める。

別記第十八号様式中「㉔」を削る。

別記第十九号様式中「㉔」を削り、「㉕㉖㉗」を「㉕㉖㉗㉘」に改める。

別記第二十二号様式中「㉔」を削り、「㉕㉖㉗」を「㉕㉖㉗㉘」に改める。

別記第二十三号様式を次のように改める。

第23号様式 (第18条関係)

第 年 月 日 号

岐阜県知事 様

届出者 住所
氏名

有料老人ホーム設置届

次のとおり有料老人ホームを設置したいので、関係書類を添えて届け出ます。

施設の名称			
設置予定地			
設置しようとする者の氏名及び住所又は名称及び所在地			
事業開始の予定年月日			
施設の管理者の氏名及び住所			
入所定員		居室数	

注 関係書類として次のものを添付すること。

- 1 設置しようとする者の登記事項証明書又は条例等
- 2 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の確認を受けたことを証する書類
- 3 設置しようとする者の直近の事業年度の決算書
- 4 施設の運営方針
- 5 職員の配置計画
- 6 老人福祉法第29条第9項に規定する前払金、利用料その他の入居者の費用負担の額
- 7 老人福祉法第29条第9項に規定する保全措置を講じたことを証する書類
- 8 第6号に規定する前払金の返還に関する老人福祉法第29条第10項に規定する契約の内容
- 9 事業開始に必要な資金の額及びその調達方法を明らかにすることができる書類
- 10 長期の収支計画書
- 11 入居契約書及び設置者が入居を希望する者に対し交付して、施設において供与される便宜の内容、費用負担の額その他の入居契約に関する重要な事項を説明することを目的として作成した文書
- 12 土地に係る権利関係を明らかにすることができる書類
- 13 建物の規模及び構造並びに設備の概要を記載した書類
- 14 施設の配置及び平面図

別記第二十四号様式中「」を削り、「」を「」に改める。
別記第二十五号様式中「」を削り、「」を「」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県老人福祉法施行細則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県老人福祉法施行細則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

岐阜県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四百十九号

岐阜県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県身体障害者福祉法施行細則（平成五年岐阜県規則第九十号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式から別記第三号様式までを次のように改める。

第1号様式（第2条関係）

判定依頼書受理簿

[illegible]

第2号様式 (第3条関係)

視 聴 言 肢 内					相 談 記 録 票				来 巡	
受付番号		氏名	年 月 日 生 歳	相談日	年 月 日	場所				
				住 所	市 町 郡 村					
相談の目的	(1) 医療 { 一般更生 { (5) 身障手帳 { 交付再交付	(2) 補装具 { 購入再購入 { (6) 生活 { 公的扶助金融年金等	(7) その他 { 結婚相談失語症相談	障害名						
				障害原因						
				身障手帳		県・市 第 号 第 種 級 年 月 日 交付				
				障害発生		年 月 日 場所：				
経過・現症		障害固定又は障害確定 (推定) 年 月 日								
総合所見		将来再認定 要 (年後) 不要								
現症・生活状況等				-20 500 1000 2000 (Hz)						
				-10						
				0						
				10						
				20						
				30						
				40						
				50						
				60						
				70						
				80						
				90						
				100						
				110						
				(dB)						
				聴 力 レベル						
医師指導事項				左 dB		オージオメータの形式				
				右 dB						
				裸 眼		矯 正				
				左 眼						
				右 眼						
改善見込	有・無	補装具名					手帳等級	級		
相談指導事項		身障手帳 (交付・再交付) / 補装具 (購入・修理) 申請指導								
担当者		印		備 考						

第3号様式 (第4条関係)

義手処方箋

氏 名				生年 月 日	明治・大正 昭和・平成 令和	年 月 日 () 歳	性別	男・女
住 所						TEL		
医学的 所 見	疾患名				切断 部位	左 右	職 業 (具体的に)	
	障害名				断端長	cm		
種 目	殻構造・骨格構造			採型区分		Aー ()	種目名称別コード	
名 称	1. 上腕義手 2. 肩義手 3. 肘義手 4. 前腕義手 5. 手義手 6. 手部義手 7. 手指義手	型 式 ・ 基 本 価 格	1. 装飾用 2. 作業用 3. 能動式				加 算	1. 肩甲胸郭間切断用 2. 吸着式 3. 顆上懸垂式 4. スプリット式 5. チェックソケット a. シリコーン又はライナー b. 透明プラスチック
	a. ハンド型手部付 b. フック型手部付 c. ハンド型長断端用 d. フック型長断端用 e. フック型長断端用 f. ハンド型中断端用 g. フック型中断端用 h. ハンド型短断端用 i. フック型短断端用 j. フック型短断端用							

【製作要素価格】

ソ ケ ッ ト	1. アルミニウム 2. セルロイド 3. 皮革 4. 熱硬化性樹脂 5. 熱可塑性樹脂	イ ン ソ フ ト	1. 皮革 2. 軟性発泡樹脂 3. 皮革・軟性発泡樹脂	支 持 部	1. 装飾用能動式 a. 肩部 b. 上腕部 b. 前腕部	(1)アルミニウム、セルロイド (2)熱硬化性樹脂 (1)アルミニウム、セルロイド (2)熱硬化性樹脂
義 手 用 ハ ー ネ ス	1. 肩義手用 2. 上腕義手用 3. 前腕義手用	a. 胸郭バンド式肩ハーネス一式 b. 肩たすき一式 a. 胸郭バンド式上腕ハーネス一式 b. 肩たすき一式 c. 8字ハーネス一式 a. 胸郭バンド式前腕ハーネス一式 b. 8字ハーネス一式 c. 9字ハーネス一式 d. たわみ継手 (一組) e. 前方支持バンド f. 上腕カフ (三頭筋パッド)	外 装	1. 肩部 2. 上腕部 3. 前腕部	a. 皮革 b. プラスチック c. 塗装 a. 皮革 b. プラスチック c. 塗装 a. 皮革 b. プラスチック c. 塗装	

【完成用部品価格】

完 成 用 部 品	
-----------------------	--

特記事項、使用者の希望事項など記述すること。

(借受けの希望 有・無)

処 方	年 月 日	仮合せ	年 月 日	良・不良
採 型	年 月 日	適 合 定	年 月 日	

義足処方箋

氏 名			生年 月 日	明治・大正 昭和・平成 令和	年 月 日 ()歳	性別	男・女
住 所						TEL	
医学的 所 見	疾患名			切断 部位	左 右	職 業 (具体的に)	
	障害名			断端長	c m		
種目	殻構造 ・ 骨格構造		採型区分		Bー ()	種目名称別コード	
名称・ 型式			殻構造			骨格構造	
	1. 股義足	a. 常用(普通) b. 常用(カナダ式) c. 作業用			a. カナダ式		
	2. 大腿義足	a. 常用 b. 吸着式常用 c. 作業用			a. 差込式 b. 吸着式		
	3. 膝義足	a. 常用 b. 作業用			a. 常用		
	4. 下腿義足	a. 常用(普通) b. 常用(PTB式) c. 常用(PTS式) d. 常用(KBM式) e. 作業用			a. PTB式 b. PTS式 c. KBM式 d. 長断端用		
	5. 果義足						
	6. 足根中足義足	a. 銅板入り b. 足袋型					
	7. 足指義足						
基本 価格	1. 受皿式	6. PTB式	加算	a. 片側骨盤切断用 b. 短断端切断用キャップシャフト c. 坐骨収納型ソケット d. 大腿支柱付き		(1)チェックソケット (2)透明プラスチック	
	2. カナダ式	7. PTS式					
	3. 差込式	8. KBM式					
	4. ライナー式	9. 有窓式					
	5. 吸着式						

【製作要素価格】

ソ ケ ツ ト	1. アルミニウム、 セルロイド	イ ン サ フ ト	1. 皮革 2. 軟性発泡樹脂 3. 皮革・軟性発泡樹脂 4. 皮革・フェルト 5. シリコン	支 持 部	殻構造義肢		
	2. 木製 3. 皮革 4. 熱硬化性樹脂 5. 熱可塑性樹脂		1. 常用 a. 股部 b. 大腿部 c. 下腿部 d. 足部 2. 作業用 a. 大腿部 b. 下腿部		(1)木製 (2)アルミニウム、セルロイド (3)熱硬化性樹脂		
義 足 懸 垂 用 部 品	1. 股義足用 a. 懸垂帯一式 2. 大腿義足用 a. シレジアバンドー式 b. 肩吊り帯 c. 腰バンド d. 横吊帯 e. 義足用吊帯 3. 下腿義足用 a. 腰バンド b. 横吊帯 c. 大腿もも締め一式 d. PTB膝カフ一式	外 装	骨格構造義肢				
	1. 股義足用 2. 大腿義足用 3. 下腿義足用		1. 股部 2. 大腿部 3. 下腿部 4. 足部	a. 皮革 b. プラスチック c. 塗装	d. 表革 e. 裏革 f. リアルソックス		

【完成用部品価格】

完 成 用 部 品	
-----------------------	--

特記事項、使用者の希望事項など記述すること。

(借受けの希望 有 ・ 無)

処 方	年 月 日		仮合せ	年 月 日	良 ・ 不 良
採 型	年 月 日		適 合 判 定	年 月 日	

装具処方箋

氏 名					生年 月 日	明治・大正 昭和・平成 令和	年 月 日 ()歳	性別	男・女	
住 所							TEL			
医学的 所 見	疾患名					切断 部位	左 右	職 業 (具体的に)		
	障害名					断端長	cm	種目名称別コード		
区分、名称、基本構造 基本価格										
1 下 肢 装 具	A-	(1)股装具 A. 金属棒 B. 硬性 C. 軟性	(2)先天性股脱装具 A. リーメンビューゲル型 B. フォンローゼン型 C. パチェラー型 D. ローレンツ型 E. ラング型	(3)内反足装具 A. 短下肢装具型 B. 靴型装具型 C. デニスブラウン型	(4)長下肢装具 A. 両側支柱 B. 片側支柱 C. 硬性 D. X脚又はO脚	(5)膝装具 A. 両側支柱 B. 硬性 C. スウェーデン式 D. 軟性	(6)短下肢装具 A. 両側支柱 B. 片側支柱 C. S型支柱 D. 鋼線支柱 E. 板ばね F. 硬性 G. 軟性	(7)ツイスター A. 軟性 B. 鋼製ケーブル (8)足底装具 A. アーチサポート B. メタターサルサポート C. 補高 D. 内側及び外側楔		
	2 靴 型 装 具	B-	3 体 幹 装 具	C-	(1)頸椎装具 A. 金属棒 B. 硬性 C. 軟性 D. カラー D. 斜頸矯正用枕	(2)胸椎装具 A. 金属棒 B. 硬性 C. 軟性	(3)腰椎装具 A. 金属棒 B. 硬性 C. 軟性	(4)仙腸装具 A. 金属棒 B. 硬性 C. 軟性 D. 骨盤帯	(5)側弯症装具 A. ミルウォーキー型 B. 頭部に及ばないもの	※金属棒、硬性 ※軟性 ※軟性、骨盤帯
4 上 肢 装 具	D-	(1)肩装具 A. 金属棒 B. 硬性 C. 分腕麻酔用	(2)肘装具 A. 両側支柱 B. 硬性 C. 軟性	(3)手関節背屈保持装具 A. パネル型 B. トーマス型 C. オープンハイマー型 D. 硬性	(4)長対立装具 (5)短対立装具	(6)把持装具 A. 手関節駆動式 B. ハーネス駆動式	(7)MP 屈曲(伸展)補助装具 A. パネル型 B. プラスチック C. 軟性	(8)指装具 (9)BFO		

【製作要素価格】

1. 下肢装具	
a. 継手 (1)股継手 (2)膝継手 (3)足継手 固定式 遊動式 固定式 遊動式 固定式 遊動式 プラスチック継手 プラスチック継手	c. その他の加算要素 ・膝サポーター (支柱付き ・ 支柱なし) ・キャリバー ・ツイスター (軟性 ・ 鋼製ケーブル) ・デニスブラウン ・ 膝当て ・T・Yストラップ ・ スタビライザー ・ターンバックル ・ ダイアルロック ・伸展・屈曲補助装置 ・ 補高足部 ・足底裏側 ・ 高さ調節 ・内張 (大腿部 ・ 下腿部 ・ 足部)
b. 支持部 (1)大腿支持部 (2)下腿支持部 (3)足部 A 半月 A 半月 A あぶみ B 皮革等 B 皮革等 B 足部 1. カフバンド 2. 大腿コルセット 1. カフバンド 2. 下腿コルセット 1. 皮革等 (大 ・ 小) C モールド C モールド 2. モールド (熱硬化性樹脂) 1. 熱硬化性樹脂 2. 熱可塑性樹脂 1. 熱硬化性樹脂 2. 熱可塑性樹脂 3. モールド (熱可塑性樹脂) (注) C 標準靴 ・大腿支持部坐骨支持式 ・下腿支持部 (PTB 式 ・ PTS 式 ・ KBM 式) ・足板補強	d. 先天股脱装具の加算要素 ・リーメンビューゲル ・フォンローゼン型 ・ローレンツ型 (モールド ・ モールドフレーム) ・ラング型
2. 靴型装具	
a. 製作要素 ※(グッドイヤー式 ・ マッケイ式) (1)患側(整形靴 ・ 特殊靴) (2)健側 短靴・チャッカ靴 短靴・チャッカ靴 半長靴・長靴 半長靴・長靴	b. 附属品等の加算要素 ・月型延長 ・ スチールバネ入り ・ トウボックス補強 ・ 鉛板挿入 ・足背バンド・マジックバンド ・ 補高 (敷き皮式 ・ 靴補高) ・ヒール補正 (トルクヒール ・ ウェッジヒール等) ・足底補正 (内側、外側ソールウェッジ ・ テンパーバー等)

3. 体幹装具			
a. 支持部		b. その他の加算要素	
(1) 頸椎支持部 A モールド(支柱付き・なし) B フレーム C カラー(あご受けあり・なし)	(4) 仙腸支持部 A モールド(支柱付き・なし) B フレーム C 軟性	(1) 体幹装具附属品 ・高さ調整 ・ターンバックル式 ・腰部継手 ・パタフライ ・肩バンド ・会陰ひも ・腹圧強化バンド	(2) 側弯症装具附属品 (3) 内張 ・胸椎パッド ・腰椎パッド ・ショルダーリング ・腋窩パッド ・アウトリガー ・前方支柱 ・後方支柱 ・側方支柱 ・ネックリング ・胸郭バンド
(2) 胸椎支持部 A モールド(支柱付き・なし) B フレーム C 軟性	(5) 骨盤支持部 A 皮革 B モールド		
(3) 腰椎支持部 A モールド(支柱付き・なし) B フレーム C 軟性			
4. 上肢装具			
a. 継手		b. その他の加算要素	
(1) 肩継手 固定式 遊動式 肩回旋装置	(3) 手継手 固定式 遊動式 プラスチック継手	(3) MP 継手 固定式 遊動式 (4) IP 継手 固定式(金属・モールド) 遊動式 鋼線支柱	・季節骨パッド(モールド・フレーム) ・中・末節骨パッド(モールド・フレーム) ・対立バー ・伸展・屈曲補助パネ ・ターンバックル ・内張(上腕部・前腕部・手部)
(2) 肘継手 固定式 遊動式 プラスチック継手	鋼線支柱		・肘あて ・ダイヤルロック
b. 支持部			
(1) 胸郭支持部 A モールド B フレーム	(3) 上腕支持部 A 半月 B 皮革等	(4) 前腕支持部 A 半月 B 皮革等	(5) 手部背側パッド A モールド B フレーム
(2) 骨盤支持部 A モールド B フレーム	1 カフバンド 2 上腕コルセット C モールド	1 カフバンド 2 上腕コルセット C モールド	(6) 手掌パッド A モールド B フレーム

【完成用部品価格】

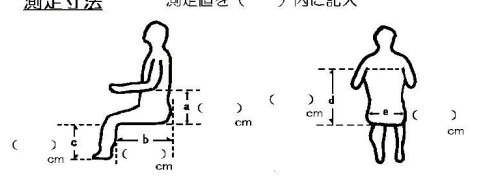
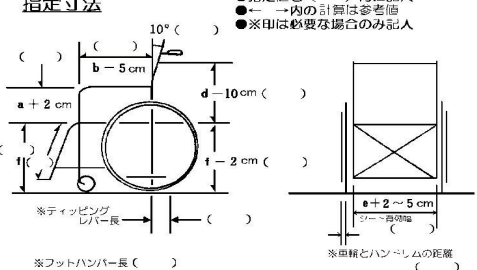
完成用部品	

特記事項、使用者の希望事項など記述すること。

(借受けの希望 有 ・ 無)

処 方	年 月 日	仮合せ	年 月 日 良 ・ 不良
採 型	年 月 日	適 合 判 定	年 月 日

車椅子処方箋

氏 名				生 年 月 日	明治・大正 昭和・平成 令和	年 月 日 () 歳	性別	男・女
住 所						TEL		
医 学 的 所 見	疾患名				身長 c m / Kg	職業 (具体的に)		
	障害名				移動能力	主な使用場所 屋内 屋外 屋内外		
名 称	1. 普通型 6. リクライニング式前方大車輪型 11. 手押し型 A・B 2. リクライニング式普通型 7. 手動リフト式普通型 12. リクライニング式手押し型 3. ティルト式普通型 8. 片手駆動型(右・左) 13. ティルト式手押し型 4. リクライニング・ティルト式普通型 9. リクライニング式片手駆動型(右・左) 14. リクライニング・ティルト式手押し型 5. 前方大車輪型 10. レバー駆動型 15. その他 ()							
フレーム	材質:鉄・ステンレス・軽合金・その他 () 特記事項 ()			駆動輪	1. 径:18・20・22・24インチ・その他 () 3. タイヤ:空気入り・ノーパンク 2. ホール材質:鉄・ステンレス・軽合金・その他 ()			
キャスター	1. 径:5・6・7・8インチ 2. 形状:ソリッド PU・フットォーミング 屋外用(エアー式)	ハンド リム	1. 材質:鉄・ステンレス・軽合金・樹脂・その他 () 4. 滑り止め:ゴム・皮革・ビニールコーティング 2. 標準形状 その他 () 3. ノブ付き:4・6・8・10ヶ、水平・垂直・握り 6. その他: ()					
バックサポート (背もたれ)	1. 固定式 2. 延長バックサポート 3. 張り調整式 4. 高さ調整式 5. 背折れ機構 6. 背座間角度調整 7. ヘッドサポートベース(枕含む。) 8. 枕(オーダー・レディー) 9. その他 ()		アーム サポート (肘あて)	1. 固定式 2. デスク型 3. 高さ角度調整式 4. 高さ調整式 5. 角度調整式 6. 跳ね上げ式 7. 脱着式 8. 幅広(左・右・両) 9. 延長(左・右・両) 10. その他 ()		レッグ サポート	1. 固定式 2. 脱着式 3. 挙上式 4. 開閉挙上式 5. 開閉・脱着式 6. 伸縮式 7. 他 () 1. 両側兼用 2. 片側独立	
	フット サポート			1. 調整なし 2. 前後調整(片・両) 3. 角度調整(片・両) 4. 左右調整(片・両) 5. 開閉・着脱式 6. その他 () 材質 1. 軽合金 2. プラスティック 3. ベルト 踵止め 1. 右 2. 左				
ブレーキ	1. レバー式 a) 平板 b) 丸棒 2. トグル式 3. その他 ()		1. 固定式 2. 継ぎ手式 3. 片手操作	延長 右 左	cm cm	シート	1. 標準 3. 張り調整 2. ソリッド式(座板) 4. 座奥行き調整 a) 着脱式 b) 折りたたみ式	
付 属 品 (オプション)	1. テーブル □ 上肢の筋力低下により一般のテーブルでは食事をとることが難しい者 □ 日常生活や職業上必要とする者 2. シートベルト □ 腰ベルト □ 胸ベルト □ 股ベルト □ その他 () 3. クッション □ クッション () cm □ ポリエステル・ウレタン多層構造・立体編物構造 □ ゲル・ウレタン多層構造 □ 単一空気量調整 □ 特殊な空気室構造 □ 背クッション □ 特殊形状クッション(骨盤・大腿骨部サポート) □ クッションカバー □ クッション滑り止め □ フローテーションパッド ※クッション選択に関する特記事項 () 5. キャリパーブレーキ 21. 幅止め 6. フットブレーキ 22. ガスダンパー 7. 泥よけ(右・左) 23. 高さ調節式手押しハンドル 8. スポークカバー(右・左) 24. 車載時固定用フック 9. 車軸位置調整 25. 日よけ(雨よけ) 10. 大車輪着脱ハブ交換 26. 6輪構造 11. サイドガード 27. 成長対応型部品 12. 転倒防止装置(先端・キャスター) その他 13. 屋外用キャスター(エアー式) 14. ステッキホルダー(1本・2本) 15. 点滴ポール 16. 酸素ボンベ固定装置 17. 人工呼吸器搭載台 18. 携帯用会話補助装置搭載台 19. 栄養パック取り付け用ガードル架 20. 痰吸引器搭載台							
	測定寸法 測定値を () 内に記入  指定寸法 ●指定値を () 内に記入 ●→内への計測は参考値 ●※印は必要な場合のみ記入  ※ティッピングレバー長 () ※フットハンバー長 () ※車輪とハンバーレムの距離 ()							
特記事項、使用者の希望事項など記述すること。								
種目名称別コード								
処 方	年 月 日			適 合 判 定	年 月 日			

電動車椅子処方箋

氏 名				生 年 月 日	明治・大正 昭和・平成 令和	年 月 日 () 歳	性別	男・女	
住 所						TEL			
医学的 所 見	疾患名			身 長 体 重	c m / k g		職 業 (具体的に)		
	障害名			移 乗 能 力	自立・半介助・介助				
主な使用 場 所	屋 内 屋 外 屋内外			速 度	1. 4.5 km/h 2. 6.0 km/h 3. その他 ()				
名 称	1. 普通型 5. 簡易型 (切替え式・アシスト式) (車椅子部分 : オダゲ・メイト・レディメイト) 2. リクライニング式 3. 電動リクライニング式 4. 電動リフト式 6. 電動ティルト式 7. 電動リクライニング・ティルト式 8. その他 ()			バ ッ テ リ ー	1. 内 蔵 式 通常・シールド 2. 外付け式 (取り外し型) マイコン内蔵型ニッケル電池 マイコン内蔵型ニッケル水素電池		充 電 器	内 蔵 外 部	
ジ ョ イ ス テ ィ ッ ク 制 御	操 作 源	1. 上肢 (右 左) 2. 下肢 (右 左) 3. 頭頸部 (チン マウス 額) 4. 音声 5. その他 ()			シ ー ト	1. 標 準 2. ソリッド式 (座板) a) 着脱式 b) 折りたたみ式 3. 張り調整 4. 座奥行き調整			
	制 御 ボ ツ ク ス	1. 位 置 3. レバーの形 5. レバーの抵抗 a) 右 b) 左 a) メーカー標準 a) メーカー標準 c) その他 (固定式・移動式・調節式) b) 指 定 () b) 指 定 () 2. スイッチ 4. レバーの長さ その他の仕様 a) メーカー標準 a) メーカー標準 b) 指 定 () b) 指 定 () cm							
バ ッ ク サ ポ ー ト (背もたれ)	1. 固定式 2. 延長バックサポート 3. 張り調整式 4. 高さ調整式 5. 背折れ機構 6. 背座間角度調整 7. ヘッドボード・ベース (枕含む。) 8. 枕 (オダゲ・レディー)	ア ー ム サ ポ ー ト (肘 あて)	1. 固定式 2. デスク型 3. 高さ角度調整式 4. 高さ調整式 5. 跳ね上げ式 6. 着脱式 7. 幅広 (左・右・両) 8. 延長 (左・右・両)	レ ン グ サ ポ ー ト	1. 固定式 2. 着脱式 3. 挙上式 4. 開閉挙上式 5. 開閉・着脱式 6. 伸縮式	フ ツ ト サ ポ ー ト	1. 調整なし 2. 前後調整 (片・両) 3. 角度調整 (片・両) 4. 左右調整 (片・両) 5. 開閉・着脱式	ブ レ ー キ	1. レバー式 a) 平板 b) 丸棒 2. トグル式 3. その他 ()
	材質 : 1. 軽合金 2. プラスチック 3. ベルト		1. 両側兼用 2. 片側独立		1. 軽合金 2. プラスチック 3. ベルト		1. 固定式 2. 継ぎ手式 3. 片手操作 延長 (右・左) : c m		
フ レ ー ム	材質 : 鉄・ステンレス・軽合金 その他 () 特記事項 ()	駆 動 輪	1. 径 : 18・20・22・24インチ その他 () 2. 材質 : 鉄・ステンレス・軽合金 その他 () 3. タイヤ : 空気入り・ノーパンク	キ ャ ス タ ー	1. 径 : 5・6 7・8 インチ 2. 形状 : ソリッド PU・ソフトフォーミング 屋外用 (エア式)	ハ ン ド リ ム	1. 材質 : 鉄・ステンレス・軽合金・その他 () 2. 標準形状 3. ノブ付き : 4・6・8・10インチ、水平・垂直・握り その他 () 4. 滑り止め : ゴム・皮革・ビニールコーティング その他 () 5. その他 : ()		
附 属 品 (オ プ シ ョ ン)	1. テーブル ☐ 上肢の筋力低下により一般のテーブルでは食事をとることが難しい者 ☐ 日常生活や職業上必要とする者 2. シートベルト ☐ 腰ベルト ☐ 胸ベルト ☐ 股ベルト ☐ その他 () 3. クッション ☐ クッション () cm ☐ 単一空気量調整 ☐ 背クッション ☐ クッションカバー ☐ ホリエステル・ウレタン多層構造・立体編物構造 ☐ ゲル・ウレタン多層構造 ☐ 特殊な空気室構造 ☐ 特殊形状クッション (骨盤・大腿骨部サポート) ☐ クッション滑り止め ☐ フロテーションパッド ※ クッション選択に関する特記事項 () 5. キャリパーブレーキ 13. サイドガード 21. 栄養パッド取り付け用ガード・脚架 29. 成長対応型部品 6. フットブレーキ 14. 転倒防止装置 (先ゴム・キャスター) 22. 痰吸引器搭載台 その他 _____ 7. 電動又は電磁式ブレーキ 15. 屋外用キャスター 23. 幅止め _____ 8. 泥よけ (右・左・両) 16. ステッキホルダー (1本・2本) 24. ガスダンパー _____ 9. スポークカバー (右・左・両) 17. 点滴ポール 25. 前輪パワーステアリング _____ 10. 車軸位置調整 18. 酸素ボンベ固定装置 26. 高さ調節式手押しハンドル _____ 11. クライマーセット (段差乗り越え補助装置) 19. 人工呼吸器搭載台 27. 車載時固定用フック _____ 12. フロントサブホイール (溝・脱輪予防装置) 20. 携帯用会話補助装置搭載台 28. 日よけ (雨よけ) _____								
特記事項、使用者の希望事項など記述すること。									
					種目名称別コード				
処 方	年 月 日			適 合 判 定	年 月 日				

別記第四号様式中「㊦」を削る。

別記第五号様式中「㊦」を削り、「現在起にっている」を「、現在起にっている」に
「お問い合わせ」を「お問合せ」に改める。

別記第六号様式中

身体障害者手帳交付申請（変更届出）書

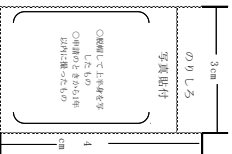
岐阜県知事 様

手帳交付	
11 新規交付申請	22 岐阜市からの転入
21 県外からの転入	50 その他再交付
51 破 損	62 障害の追加
61 再判定による更新	63 障害程度の変更
71 本人氏名・住所変更	72 保護者氏名・住所変更 79 その他変更
不換	

身体障害者手帳交付申請（変更届出）書

岐阜県知事 様

手帳交付	
11 新規交付申請	22 岐阜市からの転入
21 県外からの転入	50 その他再交付
51 破 損	62 障害の追加
61 再判定による更新	63 障害程度の変更
71 本人氏名・住所変更	72 保護者氏名・住所変更 79 その他変更
不要	



なお、「㊦」を削り、回轉方法を削り、回轉方法の次の次のものを削る。

3 51破損、52紛失及び59その他再交付による申請については、運転免許証、旅券等その他施行規則に定める書類により本人確認ができた場合は、個人番号欄の記入を要しないこと。

4 添付する写真は、申請者の申出により、知事が宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭が分かる範囲で頭部を布などで覆うことを認める場合があること。

別記第十三号様式中「㊦」を削り、回轉方法欄に「㊦」を「要綱を」と「要綱」に改め、「を添付すること」を削り、回轉方法欄に「㊦」を「その」と改める。
別記第十四号様式中「㊦」を削り、回轉方法欄に「㊦」を削り、「㊦」を削る。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県身体障害者福祉法施行細則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合において、

この規則による改正後の岐阜県身体障害者福祉法施行細則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

岐阜県自立支援医療に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第五百十号

岐阜県自立支援医療に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県自立支援医療に関する規則（平成十八年岐阜県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

別記第六号様式中「**受診者の被保険者証の記号及び番号**」を「**受診者の被保険者等記号・番号**」に改め、「印」

を削り、「7 申請者氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとする。」を削る。

別記第九号様式中「医師氏名（自署又は記名捺印） _____ 印」を「医

師 氏 名 _____」に改める。

別記第六号様式中「**被保険者証の記号及び番号**」を「**被保険者等記号・番号**」に改める。

別記第十号様式（備考を添へ）中「印」を削り、回轉方法欄に次のものを削る。
備考 自己負担上限額（所得区分及び重度かつ継続該当・非該当）及び指定自立支援医療機関の変更については、支給認定の変更を行うため、自立支援医療費支給認定申請書による変更申請とすること。

別記第八号様式中「印 4」及び「4 申請者氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとする。」を削る。

別記第九号様式中「印」を削り、回轉方法欄六から別紙九までの規定中「証明する」を「証明する。」に改める。

別記第十号様式及び別記第十一号様式中「四」を削る。

別記第十二号様式（別紙備考を除く）中「吾」を削り、同様式別紙備考を次のように改める。

については、新規開局する保険薬局のみ記入すること。

別記第十三号様式から別記第二十八号様式までの規定中「四」を削る。

附
則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第百五十一号

則 岐阜県指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規

岐阜県指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則（平成十八年岐阜県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び別記第二号様式中「四」を削る。

別記第三号様式中「㊦」を削り、同様式備考第二号中「㊦」を「㊦」に改める。

別記第四号様式中
「無難味」を「無難味」に改め、
「無難味」を「無難味」に改め、

「吾」を削る。

別記第五号様式中「四」を削る。

別記第六号様式中「㐤」を削り、同様式備考中第二号を削り、第三号を第二号とし、同様式備考第四号中「𑖀𑖃𑖅𑖆」を、「𑖀𑖃𑖅𑖇」に改め、同号を同様式備考第三号とし、同様式備考第五号を第四号とし、同様式備考第六号中「𑖀𑖈」を「𑖀𑖉」に改め、同号を同様式備考第七号とし、同様式備考第八号中「𑖀𑖊」を「𑖀𑖋」に改め、同号を同様式備考第九号中「𑖀𑖌」

を「**習**」に改め、同号を同様式備考第八号とする。

別記第七号様式中「呂」を削り、同様式備考中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同様式備考第五号中「呂」を「漢」に改め、同号を同様式備考第四号とする。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

告
示

岐阜県告示第百六十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和三年三月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

[illegible]

多治見スマートクリニ
ツク
多治見市住吉町七丁目二七番地二
三街区二七番
令和 三・二・一

片野齒科 大垣市林町二丁目四六番地の二 同

マイ薬局 多治見店
多治見市住吉町七丁目二七番地（二五街区五）

二五街区五) 同

岐阜県告示第百六十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和三年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
山下 歯科 医院	高山市総和町一丁目四七番地	令和 二・一二・三一
古 榮 齒 科 院	中津川市駒場二二二一	同
片 野 小 児 齒 科	大垣市林町二丁目二〇八番地	令和 三・ 一・三一
山中薬局 妻木店	土岐市妻木町一七七八一	令和 二・一二・三一
ルー ン 調 剤 薬 局	羽島郡笠松町田代天神二四七一	令和 三・ 一・三一

岐阜県告示第百六十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定訪問看護事業者等からその所在地等を変更した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和三年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

訪問看護事業者等の名称	訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	変更年月日
株式会社 ふく	新 関市武芸川町 高野二五九番地	訪問看護ステーション等の名称	新 関市武芸川町 高野二五九番地	平成 六・ 五・ 二
	旧 関市武芸川町 八幡三三一番地	ふく訪問看護ステーション	旧 関市武芸川町 八幡三三一番地	

岐阜県告示第百六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条第一項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施設を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和三年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

氏 名	施設等名称	施設等の所在地又は施設者の住所	指定年月日
杉 原 裕 也	各務原接骨院	各務原市那加石山町一丁目一三〇番地	令和 三・ 二・ 一
小 川 紗 矢 香	各務原鍼灸院	各務原市蘇原持田町五丁目五八番地一	同
山 本 良 之	みつづか接骨院	大垣市三塚町一〇六一	同

宇佐美 徹 つばき治療院 可児郡御嵩町中八二丁二二
服部佳恭 笠松接骨院 羽島郡笠松町下新町六七―一

令和
三・二・二
令和
三・二・二

令和三年三月三十一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社